

令和2年4月10日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和2年4月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米商工会館5階大ホールに招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田三津雄	委員
3番	池田 龍子	委員
4番	石井 孝雄	委員
6番	上村 孝二	委員
8番	緒方 義範	委員
9番	笠 幸夫	委員
11番	古賀 喜治	委員
13番	平 壯一	委員
14番	田中 文	委員
17番	富松 隆晴	委員
19番	日比生和雄	委員
20番	深川 嘉穂	委員
21番	松延 洋一	委員
23番	森崎 康洋	委員
24番	諸藤 澄夫	委員

欠席委員は次のとおりである。

池田 清茂 委員    稲富 克紀 委員    内田 洋一 委員    古賀 誠一 委員  
坂井 康孝 委員    田中 弥生 委員    手島富士雄 委員    馬渡恵美子 委員

事務局の出席者は6名である。

**事務局** それでは、4月の総会に当たりまして報告します。  
本日、現委員23名中15名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。  
それでは、会長、よろしく願いいたします。

**議長** 皆さん、おはようございます。緊急事態宣言が出されて、そういう中で、できるだけ時間を短縮して進めていきたいというふうに思っていますので、皆さん方の御協力をお願い申し上げまして、4月の農業委員会総会を開催したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより4月農業委員会総会を開催いたします。

第1号議案 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
審議番号21番、22番、23番は、第3号議案 「農地法第4条の規定による許可申請について」の中の審議番号1番と関連がある案件でございますので、審議番号21番、22番、23番とそれ以外を分けて審議することとし、審議番号21番、22番、23番は第3号議案と一括して議題といたします。

それでは、「第1号議案のうち、審議番号21番、22番、23番を除く議案」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

**事務局** 1ページをお願いいたします。

第1号議案 「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から、4ページ、15番までの15件です。

5ページをお願いいたします。西部地域、16番から、6ページ、20番までの5件です。

以上、審議番号1番から20番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行ってりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

**議長** 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 4ページの番号12ですけれども、受人が\*\*\*\*\*さん、この方はうきは市に住んでおられますみたいですが、土地が北野町ということで、権利移転の理由として耕作の利便というふうに書いてあるんですけれども、これは\*\*\*\*\*さんの経営の主体が北野町にあるということでしょうか。

事 務 局 それでは、事務局よりお答えいたします。  
こちらは、実際、うきは市のほうで農業経営されている方ですけれども、北野町が野菜栽培が盛んということで、北野町で野菜を栽培したいということで探しておったところ、今回折り合いがついて取得に至ったという案件になります。説明は以上です。

委 員 どうもありがとうございました。

議 長 別にございせんか。ほかにございせんか。

「無しの声」

議 長 ほかにはないので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
「第1号議案のうち、審議番号21番、22番、23番を除く議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 全員挙手により、「第1号議案のうち、審議番号21番、22番、23番を除く議案」は可決されました。

続きまして、第2号議案 「農地転用計画変更承認申請について」でございますが、次の第3号議案 「農地法第4条の規定による許可申請について」の中の審議番号2番、並びに第4号議案 「農地法第5条の規定による許可申請について」の中の審議番号3番、4番と関連がある案件でございます。

第2号議案につきましては、次の第3号議案ではなく、その後の第4号議案と一括して議題といたします。

続きまして、第3号議案 「農地法第4条の規定による許可申請について」でござ

いますが、審議番号2番は、第2議案「農地転用計画変更承認申請について」と関連ある案件でございますので、審議番号2番とそれ以外を分けて審議することとし、「第3号議案、審議番号2番」は、次の第4号議案の中で第2号議案と一括して議題といたします。

それでは、「第3号議案のうち、審議番号2番を除く議案」について、「第1号議案のうち、審議番号21番、22番、23番」と一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

1ページをお願いいたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地の賃借権設定の許可申請書が提出されたので、付議いたします。

6ページをお願いいたします。

賃借権設定、東部地域、21番から23番までの3件です。

なお、21番から23番までは、下限面積を満たすために、それぞれが関連議案となっております。

また、権利設定と同時に農地改良行為による一時転用を行うものとして、農地法第4条の許可申請書が提出されているため、第3号議案、1番と同時許可の案件となっております。

以上、審議番号21番から23番までの申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行ってりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

8ページをお願いいたします。

第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。こちらにつきましては、第1号議案、21番、22番、23番と関連案件となります。

西部地域、3番、1件です。

なお、審議番号1番及び審議番号3番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。以上で説明を終わります。

## 議長

事務局からの説明が終わりました。

「第1号議案のうち、審議番号21番、22番、23番」は、新規就農者の取得案件であ

りますが、聞き取り調査の結果については、事前の資料で確認していただいていることと思います。

次に、審査会から、審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛させていただきます。

ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

「無しの声」

議長 それでは、質疑がないようですが、事前に資料を配付しておりましたので、見ていただいておりますというふうに解釈いたしまして、次に進めていきたいというふうに思います。

そういうことで、質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

なお、採決にあたりまして、「第1号議案のうち、審議番号21番、22番、23番」と「第3号議案のうち、審議番号2番を除く議案」に分けて採決をいたします。

それでは、「第1号議案のうち、審議番号21番、22番、23番」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、「第1号議案のうち、審議番号21番、22番、23番」は可決されました。

続きまして、「第3号議案のうち、審議番号2番を除く議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、「第3号議案のうち、審議番号2番を除く議案」は可決されました。

なお、審議番号1番及び3番は許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。

続きまして、第4号議案 「農地法第5条の規定による許可申請について」でござ

いますが、審議番号3番及び4番、「第3号議案、審議番号2番及び第2号議案、審議番号1番」と関連のある案件でございますので、審議番号3番及び4番とそれ以外を分けて審議することとし、「第4号議案、審議番号3番及び4番」は、「第2号議案、審議番号1番」並びに「第3号議案、審議番号2番」と一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

**事務局**

7ページをお願いいたします。

第2号議案 「農地転用計画変更承認申請について」

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。こちらにつきましては、第3号議案、2番及び第4号議案、3番、4番と関連案件となります。

8ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、2番、1件です。こちらにつきましては、第2号議案、1番と関連案件となります。

9ページをお願いします。

第4号議案 「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、3番から、10ページ、4番までの2件です。こちらにつきましては、第2号議案、1番と関連案件となります。

以上で説明を終わります。

**議長**

事務局からの説明が終わりました。

審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛させていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑ございませんか。

「無しの声」

**議長**

それでは、質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

なお、採決にあたりましては、「第2号議案、審議番号1番」、「第3号議案、審議番号2番」並びに「第4号議案、審議番号3番及び4番」に分けて採決いたします。

それでは、「第2号議案、審議番号1番」に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、「第2号議案、審議番号1番」は可決されました。

続きまして、「第3号議案、審議番号2番」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、「第3号議案、審議番号2番」は可決されました。

続きまして、「第4号議案、審議番号3番及び4番」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、「第4号議案、審議番号3番及び4番」は可決されました。

続きまして、「第4号議案のうち、審議番号3番及び4番を除く議案」を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 9ページをお願いします。

第4号議案 「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から、10ページ、6番までの3番と4番を除く4件です。

11ページをお願いします。西部地域、7番から、12ページ、12番までの6件です。



なお、9ページ、審議番号1番、11ページ、審議番号7番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
審査会から、審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
「第4号議案のうち、審議番号3番及び4番を除く議案」に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、「第4号議案のうち、審議番号3番及び4番を除く議案は可決されました。  
なお、「審議番号1番及び7番」は許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。  
続きまして、第5号議案 「非農地証明について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いします。  
第5号議案 「非農地証明について」  
非農地証明願が提出されたので付議いたします。  
東部地域、1番、2番の2件です。  
西部地域、3番、1件です。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は

挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第5号議案 「非農地証明について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。  
続きまして、6号議案 「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 14ページをお願いします。  
第6号議案 「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」  
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。  
審議番号1番から4番までの4件です。  
なお、審議番号4番につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人\*\*\*\*\*の構成員である申請人が農地を取得し法人へ貸し付けるものとなっております、今回は申請人個人の登録ではなく、法人の構成員としての登録になります。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第6号議案は可決されました。  
続きまして、第7号議案 「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題  
といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いします。  
第7号議案 「久留米市農用地利用集積計画の決定について」  
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の  
決定を求められたので付議いたします。  
第1区、1番から5番までの5件です。  
16ページをお願いします。第2区、6番から10番までの5件です。  
17ページをお願いします。第3区、11番、12番の2件です。  
第4区、13番から、18ページ、15番までの3件です。  
第5区、16番、1件です。  
以上、審議番号1番から16番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法  
第18条第3項の各号の要件と満たしているものと考えられます。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は  
挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛てに通知いたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号 「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について」

報告第2号 「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

報告第3号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」

報告第4号 「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の撤回願について」

報告第5号 「職員の任免について」

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ないですか。

「無しの声」

議長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

従いまして、報告第1号から報告第5号までの報告事項を終わりたいと思います。

次に、お諮りいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「異議無しの声」

議長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により

1番、飯田三津雄委員

13番、平 荘一委員をお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。